

広報 あきた

目次

- 2 - 3 育児情報・一時的保育のご利用を健康の催し / 健康診査のお知らせ
- 4 市役所からのお知らせ / シリーズ・まちの記憶
- 5 町内活動費や街灯に助成 / 認定農業者になりませんか
- 6 - 7 情報チャンネル
- 8 市長の本の抄々 / ひと / おしゃべりかわらばん

毎月第2・第4金曜日発行 No. 1433

平成10年 編集発行 秋田市役所広報課 〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 ☎(63)2222
秋田市ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/>

秋田市長選挙

この一票に願いをかける 秋田の未来

17日(日)告示
投票日

5月24日(日)

投票時間 午前7時～午後6時



投票できるかた

昭和53年5月25日以前に生まれ、今年2月16日までに秋田市に住民登録をして、引き続き投票日まで市内に住んでいるかたです。

5月9日以降に、市内で転居の届け出をされるかたは、転居前の住所地の投票所で投票することになります。

秋田市から転出したかたは、投票できません

投票所入場券を郵送します

まもなく有権者の皆様に投票所入場券を郵送します。投票所入場券をなくしても、投票所で再発行しますので投票できます。

不在者投票のお知らせ

通常の不在者投票

受付場所 市役所分館4階大会議室、土崎支所、新屋支所の3か所

受付時間 5月17日(日)から23日(土)まで、午前8時30分～午後5時

不在者投票の理由 投票日当日の午前7時～午後6時に、下記のような理由で投票所へ行くことができないかたは、不在者投票ができます。不在者投票をする際は、「宣誓書兼請求書」に記入していただきますので、印鑑と入場券をお持ちください。

- ①自分の投票区の区域外で仕事をしている場合
- ②やむを得ない用務などで秋田市外に旅行中あるいは滞在中の場合
- ③病気や負傷、妊娠、体の障害などで歩行が困難な場合

入院中などの場合の不在者投票

県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入院、入所中の場合は、その施設でも投票できます。各施設の事務局にお話ください。

他の市町村での不在者投票

仕事の都合などで他の市町村に滞在しているかたは、秋田市選挙管理委員会に投票用紙を請求して、滞在先の選挙管理委員会で投票することができます。「請求書」と「宣誓書」が必要ですが、その用紙は各市町村の選挙管理委員会にあります。

郵便による不在者投票

身体障害者手帳をお持ちで、身体に重度の障害があり、歩行が困難で投票所へ行けないかたは、自宅などで投票用紙に記載して郵送する不在者投票ができます。この制度を利用するかたは、前もって市選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けてください。なお、お手持ちの「郵便投票証明書」の期限(4年間有効)が切れている場合は、再交付の申請をしてください。

また、身体障害者手帳をお持ちで脳血管障害後遺症などによる半身まひで、現在歩行が困難なかたも、秋田市福祉事務所長の証明書を市選挙管理委員会に提出すると、郵便投票ができます。証明書については社会福祉課☎(66)2093へご相談ください。

なお、郵便投票の投票用紙の請求は5月20日(水)まで受け付けます。

投票所が2か所 変わります

第8投票区投票所 秋田経済法科大学附属幼稚園(茨島体育館から変更)

第42投票区投票所 秋田市浜田地区コミュニティセンター(浜田小学校から変更)

その他

投票日当日、視覚障害者のかたは投票所で点字投票ができます。また、身体の故障などで自分で投票用紙に書くことができないかたは、投票所において本人が申請すると代理投票ができます。

開票は、投票日の午後7時45分から市立体育館で行います。